

# 猿倉ジュニアスポーツクラブ ガバナンスコード

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

本ガバナンスコードは、猿倉ジュニアスポーツクラブ（以下「当クラブ」という。）の適切な運営と透明性の確保、健全な意思決定を実現するための基本的な原則を定めるものである。

### 第2条 (ガバナンスの基本原則)

当クラブは、以下の原則に基づき運営される。

- 法令遵守と倫理の重視
- 子どもの健全育成と安全の最優先
- 財務の透明性と説明責任
- 利害関係の排除と公正性の確保
- ステークホルダーとの協働と対話

## 第2章 組織と責任

### 第3条 (組織構成)

当クラブは、代表者（以下「監督」という。）、コーチ、保護者代表等の組織体制を有する。

### 第4条 (代表者の責務)

監督は、クラブの運営における最終責任を負い、クラブ会議の議決を尊重しつつ、全体の運営を統括する。

### 第5条 (クラブ会議の役割)

クラブ会議は、クラブの重要事項を審議・決定する意思決定機関であり、必要に応じて、監督が会議招集し随時開催される。

### 第6条 (監事の設置)

会計および業務の適正性を確保するため、監事を置く。監事は第三者的な立場から監査を行う。

### 第3章 情報公開と説明責任

#### 第7条（財務情報の開示）

収支報告書、予算、助成金の使途等は、保護者に対して年1回以上公開する。

#### 第8条（意思決定の透明性）

重要な決定事項（方針変更、大会参加可否、予算執行等）は、クラブ会議事録に記録し、関係者に周知する。

#### 第9条（苦情・意見の受付）

外部・内部からの意見や苦情を受け付ける窓口を設置し、対応方針を定め、速やかに対処する。

### 第4章 指導と安全管理

#### 第10条（指導者の選任と研修）

指導者は、スポーツ指導の知識・技能を有し、子どもへの適切な接し方を理解している者を任命する。年1回以上の安全・ハラスメント防止研修を義務づける。

#### 第11条（安全対策）

活動時の安全管理（保険加入、応急処置体制、送迎体制など）を整備し、定期的な安全点検を行う。

#### 第12条（ハラスメント防止）

指導者および関係者によるパワハラ・セクハラ等を厳格に禁止し、発覚時は即時調査・対応を行う。

### 第5章 財務と資金管理

#### 第13条（予算と決算の管理）

年次の予算と決算はクラブ会議の承認を経て作成し、保護者に報告する。

#### 第14条（資金の適正使用）

資金はクラブ運営の目的にのみ使用し、私的流用は禁止する。会計帳簿は監査を受ける。

#### 第 15 条（寄付・助成金の管理）

外部からの寄付・助成金は、目的外使用を避け、使途を報告書により開示する。

### 第 6 章 青少年健全育成

#### 第 16 条（育成の基本方針）

当クラブは、子どもたちの心身の健全な発達を第一に考え、成長に寄与する活動を推進する。

#### 第 17 条（人間性の涵養）

フェアプレー精神、協調性、自主性を育む機会を提供し、健全な人格形成を支援する。

### 第 7 章 地域連携

#### 第 18 条（地域との協力）

地域の学校、自治体、住民団体などと連携し、地域に開かれたクラブ運営を行う。

#### 第 19 条（地域貢献活動）

清掃活動や地域イベントへの参加を通じて、クラブが地域社会に貢献する姿勢を育む。

### 第 8 章 インクルーシブな参加促進

#### 第 20 条（多様性の尊重）

性別、国籍、障がいの有無などに関係なく、すべての子どもが参加できる環境を整える。

#### 第 21 条（合理的配慮）

参加に際し特別な配慮が必要な場合には、関係者が協力し、柔軟な対応を行う。

## 第9章 見直しと改定

### 第22条（定期的見直し）

本ガバナンスコードは、少なくとも3年に1度はクラブ会議により見直され、必要に応じて改定される。

### 附則

本ガバナンスコードは、2024年1月1日より施行する。